

会報

No. 9

1981年1月
日本分子生物学会
事務局発行

◆日本分子生物学会昭和55年度 評議委員会議事録

日 時 : 昭和55年12月8日 午後7時~9時30分

場 所 : 京都市・ホテル・サンフラワー

出席者 : 渡辺 格(会長), 岡田節人, 石浜 明, 大沢省三, 村松正実,
小関治男, 高浪 満, 岡田吉美, 由良 隆, 三浦謹一郎, 堀内
忠郎, 吉川 寛, 松原謙一, 内田久雄(庶務), 志村令郎(集
会), 関口陸夫(集会), 柳田充弘(編集), 溝渕 潔(会計)

欠席者 : 今堀和友, 飯野徹雄, 広田幸敬, 上代淑人

(I) 報告事項

- 1) 会長より第3回日本分子生物学会年会在明日(9日)より開かれるが、準備に当られた志村令郎氏はじめ関係各位に対し感謝するとの挨拶があった。
- 2) 会長より、生物連合(仮称)構想について説明があった。これは、生物学関連の学会長(江上信雄(動物学会), 原 寛(植物学会), 吉良竜夫(生態学会), 渡辺 格(分子生物学会), 大井竜夫(生物々理学会), 増田芳雄(植物生理学会), 岡田節人(発生生物学会), 大島長造(遺伝学会), 森本 桂(昆虫学会), 岩田清二(動物生理学会))と特定研究「動物行動」総括班(代表 桑原万寿太郎)が参加して、我が国における生物学の振興をはかるために計画されたものであり、当面、科研費総合(B)を申請(代表者 江上信雄)して、各学会間の連絡、シンポジウム開催等を協議する。
- 3) 庶務幹事より11月30日現在における会員数は736名であることが報告された。
- 4) 会計幹事より昭和54年度 会計収支決算(会報6号に記載)の報告、及び55年度 会計収支中間報告がなされた。

Ⅱ) 協議事項

1) 昭和56年度予算案

会計幹事より昭和55年度決算において繰越し金が出た場合、その一部を運営資金に加えることを前提として予算案が示され、協議した結果、昭和56年度から賛助会員を積極的に募集することを条件として、第1表の予算案が了承され、総会に計ることとした。

2) 選挙管理委員の依頼について

本年度は役員改選の年に当るので、細則第7条(1)項により、松代愛三、今本文男、山岸秀夫各会員に、選挙管理委員を委嘱することを決めた。

3) 昭和56年度第4回年会について

第4回年会を金沢市で開催し、年会世話係を吉川寛会員に依頼することを了承した。

4) 細則の一部変更について

細則第8条(4)項について協議した結果、「会長は連続して3回選出されることはできない」と改めることを了承し、総会に報告することにした。

【第1表 昭和56年度 予算案】

(1) 収入の部(案)	(千円)	(2) 支出の部(案)	(千円)
学 会 費	1,800	1. 事業費	(800)
賛 助 会 費	300	会 報 発 行	250
前年度よりの繰越し	700	第4回年会補助	500
<hr/>		年会プログラム	50
(総 計)	2,800	2. 評議委員会	(50)
		会 合 費	50
		3. 一般事務費	(1,350)
		印 刷 費	100
		郵 便 費	600
		一般事務謝金	600
		一般事務用品費	50
		4. 予 備 費	600
		<hr/>	
		(総 額)	2,800

◆第3回 日本分子生物学会年会における総会議事録

日 時 1980年12月9日 午後6時30分～7時30分

場 所 京都市京都会館(A会場)

I. 議長として本庶 佑氏(阪大・医), 小川智子氏(阪大・理)が選出された。議長は委任状 84通を含め, 総会が成立することを確認した。

II. 経過報告

内田庶務幹事より, 第2回総会開催以降の本会事業の経過について報告があった。また, 1980年12月8日開催された評議員会において, 本会細則第8条(4)項について協議した結果, これを「会長は連続して3回選出されることはできない」と改めたことが報告された。

III. 議 事

溝淵会計幹事より前年度会計収支決算報告があり, これを承認した。本年度事業計画および予算について説明があり, これを承認した。

IV. そ の 他

- a) 本年度は役員改選の年に当るので, 細則第7条(1)項により会長が選挙管理委員を委嘱し, 準備を開始することとした。
- b) 次期年会は昭和56年11月金沢大学において開催し, 年会世話係を吉川 寛氏(金沢大, がん研)に依頼した。

◆第4回 年会のお知らせ

第4回日本分子生物学会年会は 11月金沢で開催の予定です。詳細は追ってお知らせしますが, 現在のところ以下のような予定であります。

1. 会 期 : 1981年11月24日(火)～11月27日(金)
2. 会 場 : 金 沢 大 学
3. 講 演 : 一般演題は口頭発表により行いますが, 他に特別講演も企画しております。
4. 参加申込み : 用紙は6月頃にお届けします。講演申込みの締め切りは9

月中旬の予定です。

5. 宿 泊 : 特にお世話いたしません、できれば宿泊施設のリストを御参考までに作りたいと思っております。
6. 連絡先 : プログラム, 展示, その他についてご意見やお問合せがありましたら下記へお願いします。

〒 920 金沢市宝町 13-1
金沢大学がん研究所
吉 川 寛
(TEL: 0762-62-8151 内線 469)

◆日本分子生物学会第2回評議員選挙について

日本分子生物学会会則 第11条と同細則第7条(別項)によって、第2回評議員選挙を行ないます。去る昭和55年12月9日の第3回総会において、渡辺会長から上記細則第7条の1により、3名の選挙管理委員の委嘱を行ないたい旨の説明があり承認されました。それにもとづいて、今回即ち第2回評議員選挙の管理委員として、松代愛三(阪大微研)、今本文男(阪大微研)、山岸秀夫(京大理)の3名が委嘱されました。

次いで選挙管理委員3名の打合わせを経て、具体的には次のように選挙を行なうことになりましたので、会員各位のご協力をお願いいたします。

記

今回の選挙における選挙権者、被選挙権者は、昭和55年12月9日までに入会手続きを行なった正会員とします。同封の「会員名簿」より10名を選んで、その氏名を投票用紙にご記入ください。投票用紙は二つ折りにして、のり付の部分を貼合せ、同封の送付用封筒(投票用紙在中と印刷)に入れて、ご自分の住所、所属および氏名をご記入の上ご送付下さい。

投票締切日 : 昭和56年3月5日(必着)

開票予定日 : 昭和56年3月9日

当選者の決定 : 得票数の多い順に20名を当選者とします。同数得票の場合は年長順とします。

なお、次の場合には投票が無効となりますので、ご注意ください。

- 1) 投票用紙に10名以上連記した場合。但し10名以下の場合には有効です。
- 2) 投票者の氏名が送付用封筒に記入されていないとき。

昭和 56 年 1 月 20 日

日本分子生物学会選挙管理委員会

松 代 愛 三
今 本 文 男
山 岸 秀 夫

会 則 (抜すい)

第10条 本会には、会長 1 名、評議員若干名、会計監査 2 名の役員をおく。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する事項を審議する。
3. 会計監査は本会の会計を監査する。

第11条 評議員は正会員の中から投票により選出される。会長は評議員の互選により定める。会計監査は評議員、幹事以外の正会員の中から評議員の投票により選出される。役員の任期は 2 年とする。

細 則 (抜すい)

第 7 条 評議員の選出は次のように行う。

1. 会長は正会員の中から 3 名を選んで選挙管理委員会を委嘱する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。
2. 投票は 1 人 1 票、無記名 10 名連記とし、郵送によるものとする。
3. 評議員は連続して 3 回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
4. 得票者中の上位の者より順に 20 名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。

第 8 条 新会長の選任は次のとおり行う。

1. 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
2. 投票は無記名单記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長

とする。

3. 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に2名をとり改めて投票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定する。
4. 会長は連続して3回選出されることはできない。
5. 会長は評議員を兼ねるものとする。